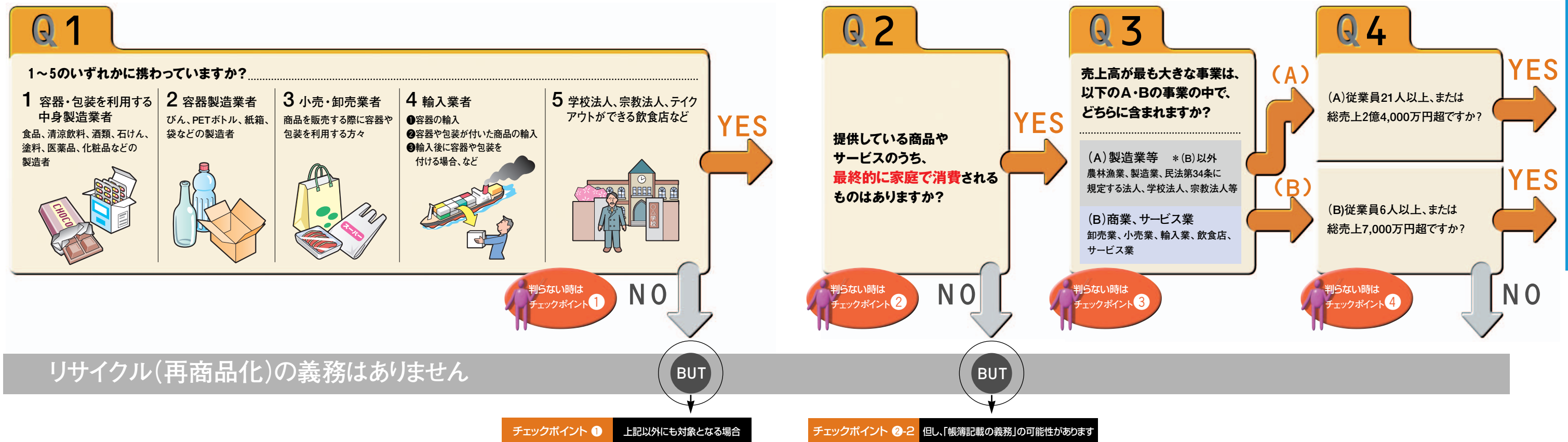


あなたの「リサイクル義務の有無」がわかるチャートです。

特定事業者の判定法

※それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。



チェックポイント ①
容器や包装を扱う「事業部門」がある場合は、Q2へ進んでください。

チェックポイント ②
〈1〉「家庭で消費」されないケースとは？
容器や包装を利用していても、家庭で消費されるものが全くない場合とは、次のような例を指します。ただし、そのような場合でも、帳簿の記載義務は生じます。帳簿の記載義務については14～15ページをご覧ください。

- レストランで使用されるソースのビニール袋(但し、レストランにおいて「事業活動により費消され、一般廃棄物となるとは考えられないものの場合)
- 社員が購入し、オフィスで消費されるPETボトル
- 全量病院へ納品され、その利用後は病院で処分されている医薬品を入れたガラスびん等

- 海外旅行用品として販売している「おむすび」(乾燥米)のうち、海外で消費された分(海外において排出されたものは家庭での消費に含まない)

〈2〉「帳簿記載の義務」について
〈Q2〉の事例に該当しなくても、〈Q4〉でYESに該当する場合、帳簿記載の義務が生じます。リサイクル(再商品化)義務量を正しく計算したり、また後日、確認を行うためにも、記帳を行っておくことが大切です。また帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。詳しくは14～15ページをご覧ください。

チェックポイント ③
売上高のほぼ同じ事業が2つ以上ある場合は、各事業の①売上高、②従事する従業員数、③施設規模から総合的に判断して大きな事業の含まれている方(AまたはB)を選択してください。主たる事業が建設業、運輸・通信業、不動産業などであっても、商品の製造・販売などの事業を行っている部門があれば、その事業に携わっていることとなります。

チェックポイント ④
〈1〉従業員の考え方
従業員は事業ごとに分けて考えるのではなく、事業体全体で考えてください。具体的に従業員とは、

- 支店等を複数有する場合は全体の人数を合計し、
- 「常時使用する従業員の数」(変動がある場合は、直近の事業年度における最大の従業員の数)で判断します。

ここで、「常時使用する従業員の数」は、労働基準法、中小企業基本法の解釈に従うこととなります。一般的には、パート、アルバイトは含まれませんが、ここでいうパート、アルバイトとは、次のような「解雇の予告を必要としない者」を指します。

- 日々雇い入れられる者

(ただし、1か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

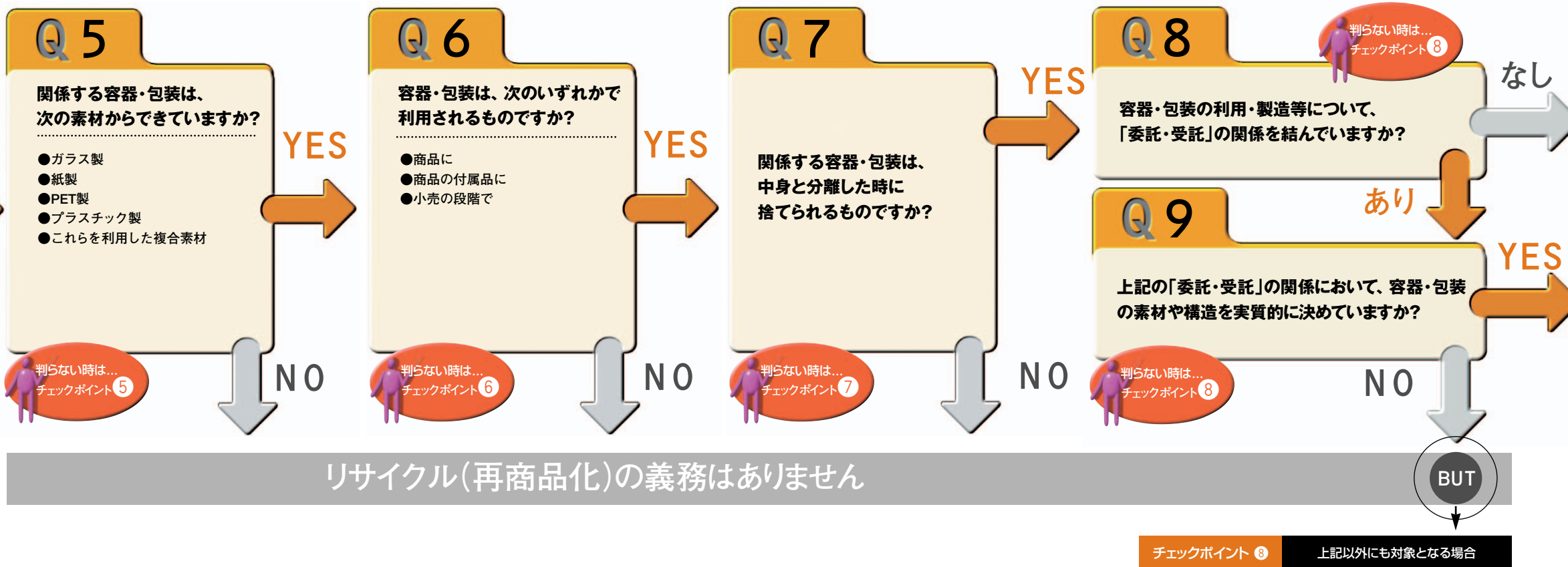
- 2か月以内の期間を定めて使用される者
(ただし、2か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 季節的に4か月以内の期間を定めて使用されるもの
(ただし、4か月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
- 試用期間中の者
(ただし、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

〈2〉総売上上の考え方
ここでいう「総売上」とは、社会通念上、一般に想起される売上高を指します。このため、事業者自らが決算に用いるものを用いて差し支えありません。また、事業者が全体でどれだけの収入を得ており、どれだけの経済力を有しているかを判断するため、事業者全体の売上高で考えてください。事業ごとの売上高のカウントは、通常以下のように行われると考えます。

- 鉱業・工業：商品資産の売却高をカウント
- 運送業・サービス業：提供した便益の対価をカウント
- 卸売業・小売業：商品資産の売却高をカウント
- 農林・漁業：商品資産の売却高をカウント

特定事業者の判定法

※それぞれの質問で判らない時、判断に迷った時は、下欄のチェックポイントをご覧ください。



リサイクル(再商品化)の義務はありません

特定事業者

容器包装リサイクル法における義務が適用されます

ご不明な点は…
お問合せください
★問合せ先は本誌裏表紙

★義務を怠ると
罰則規定が適用されます。
(詳しくは14ページをご覧ください)

チェックポイント ⑤

〈1〉ガラス製、紙製、PET製、プラスチック製の考え方

〈Q5〉の、容器・包装の「素材」とは、6ページに定義されている内容を指します。なお、セロハン、葦(あし)製の紙、パルプモールドに対する判断は、19ページの「事例判定集」⑨をご覧ください。

〈2〉複合素材の考え方

分離するのが困難な複数の素材でできている容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が高い素材の容器包装に分類してください。

●複合素材の一例：フィルターシート(炭カル量50%以上)で成型したトレイは、炭カル製容器であり、プラスチック製以外の容器包装となり、対象外。

チェックポイント ⑥

〈Q6〉でいう、容器・包装の「利用対象」は、商品及び商品の付属品を指しています。

- 景品やサービス(レンタルビデオやクリーニング)はその範囲に入りません。
- 見本(試供品等)については、明確に通常の商品と分けられている場合は対象外ですが、外見上、販売されている商品とまったく区別できないものを試供品、見本等と称して無料配布する場合は対象となります。
- その他、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」②④⑤に例を掲載しておりますので、ご覧ください。

チェックポイント ⑦

中身と分離したときに捨てられるものか否かの判断は、7ページの「容器包装の主な例」や、18ページの「事例判定集」⑨をご覧ください。

チェックポイント ⑧

容器・包装を利用する事業者から、容器の製造を受託する事業者については、利用事業者からの素材・構造の指示の有無、程度を問わずに特定事業者になります。委託・受託の関係の詳細については、20ページの「事例判定集」⑬をご覧ください。

チェックポイント ⑨

容器包装リサイクル法における義務の内容については、4～5ページをご覧ください。